

令和5年度答申第64号
令和6年1月30日

諮問番号 令和5年度諮問第50号（令和5年11月6日諮問）
審査庁 文化庁長官
事件名 文化芸術振興費補助金の額の確定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、文化庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）15条の規定に基づき、交付すべき文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）（以下「本件補助金」という。）の額を確定する処分（以下「本件確定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）補助金等の交付決定

補助金等適正化法6条1項は、各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をしなければならないと規定

する。

(2) 実績報告

補助金等適正化法14条前段は、補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない旨規定する。

(3) 補助金等の額の確定

補助金等適正化法15条は、各省各庁の長は、補助事業等の完了に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない旨規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和3年5月28日付けで、処分庁に対し、事業の名称を「A地芝居鑑賞ガイド付き定期公演試行事業」（以下「本件補助事業」という。）、実施期間を同年6月1日から同年12月31日まで、補助金申請額を600万円として、本件補助金の交付を申請（以下「本件交付申請」という。）した。

（文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）交付申請書）

- (2) 処分庁は、令和3年6月11日付けで、本件交付申請に対し、申請のあった事業を交付対象とし、補助金の額を600万円として、本件補助金の交付を決定（以下「本件交付決定」という。）した。

（文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）交付決定通知書）

- (3) 審査請求人は、令和4年1月2日、処分庁に対し、本件補助金に係る申請システムを通じ、補助対象経費を649万0850円として、実績を報告（以下「本件実績報告」という。）した。なお、申請システムで作成された補助金実績報告書（以下「本件補助金実績報告書」という。）の書面には、日付は令和3年12月31日と、報告の額は、交付決定額600万円、精算額546万9000円、不用額53万1000円と記載されてい

た。

(実績報告詳細画面、収支報告書(以下「本件収支報告書」という。)、本件補助金実績報告書)

(4) 処分庁は、令和4年2月10日付けで、審査請求人に対し、交付すべき補助金の確定額を546万9000円と確定する処分(本件確定処分)をした。

(文化芸術振興費補助金(コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業)額の確定通知書)

(5) 審査請求人は、令和4年3月28日、審査庁に対し、本件確定処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和5年11月6日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

交付決定額を減額する本件確定処分は、本件補助金の趣旨に反し、事前説明とは異なる審査に基づいたものであり、不当である。

(1) 補助対象外とされた五つの経費は、以下のとおり、補助対象として認められるべきである。

ア 本件収支報告書No. 15に掲げる「ガイド衣装制作費」(53万0200円。以下「本件衣装制作費」という。)

処分庁は、本件補助事業以外に使用できる衣装等の購入は原則として対象とならないとして、本件衣装制作費を補助対象とせず、観賞ガイドの人員も確認できないとするが、観賞ガイドの衣装(以下「本件衣装」という。)は、日常やB地舞踊で着用するものではなく、本件補助事業以外に使用できるものではないし、着用した観賞ガイドは2名であるから、制作した本件衣装4着のうち2着分の制作費(26万5100円)を対象経費とすべきである。

イ 本件収支報告書No. 25に掲げる「ウェブサイトサービス利用料」(26万4000円。以下「本件ウェブサイト利用料」という。)

処分庁は、本件ウェブサイト利用料が、本件補助事業のみに使用できる経費とは明確に確認できなかったため、補助対象経費とは認められないとするが、このウェブサイトは本件補助事業を告知することのみに使用し、

現在は使用していない。本件補助事業に使用した経費として、本件補助事業の最終上演日である令和3年12月23日までの日割額（計18万7355円）を対象経費とすべきである。

ウ 本件収支報告書No. 27に掲げる「衣装サイズ直し代」（7000円。以下「本件サイズ直し代」という。）

処分庁は、証拠資料である領収書が加筆された無効なものであるから、補助対象経費とは認められないとするが、日付のみが上書きされたもので、年・月は対象期間のため単なる記載ミスであり、差戻しにて修正対応させるべきである。

エ 本件収支報告書No. 36に掲げる「衣装洗濯ネット」（110円。以下「本件洗濯ネット代」という。）

処分庁は、電子マネーCで支払われた衣装洗濯ネットの購入日が本件補助事業の公演終了後の日付で、本件補助事業に使用した経費とは明確に確認できないし、電子マネーC支払は、現金かポイントでの支払か区別がつかないから、補助対象経費とは認められないとするが、最終公演日以降に購入され、衣装の洗濯に必要な備品の購入であることは明らかであるし、一般的に衣装は着用した後に洗濯するものである。また、電子マネーC支払が補助対象外との事前説明はなかった。

オ 本件収支報告書No. 42に掲げる「源泉徴収税納付」（22万0133円。以下「本件源泉徴収税」といい、上記アからエまでの各経費と併せて「本件各経費」という。）

処分庁は、源泉徴収された所得税の納税は、事業者自身が本件補助事業のために支出した経費とはいえないため、「文化庁令和2年度第3次補正予算事業ARTS for the future！（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）募集要項」（以下「本件募集要項」という。）で補助対象経費としておらず、本件源泉徴収税は補助対象経費とは認められないとする。しかし、本件源泉徴収税は、本件収支報告書No. 1、2、3、4、6、10、21、26、29、30、31及び32に掲げる人件費の支払の際の源泉徴収額である。これらの人件費の支払の証拠書類と照らし合わせれば適正に審査でき、実際に出演料等として支出していることが確認できるから、人件費として対象経費とすべきである。

(2) 「対象経費は費目などの名目ではなく実体で判断されます。」と事前に

説明しながら、実体調査や実体把握をしないのは公平性に欠ける。

よって、本件確定処分取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

- 1 本件衣装制作費について、衣装購入費は、本件衣装が本件補助事業のみに使用することが確認されない限り、「補助事業を実施するために必要な経費」というのは困難であるところ、審査請求人が審理員に提出した第a期及び第b期決算報告書によれば、審査請求人には過去にも本件補助事業と同様の公演の実績が複数あり、今後も同様の公演が上演されることが予想され、その上演の機会に本件補助事業と同じように本件衣装が使用される可能性があるから、本件衣装が本件補助事業のみに使用できることが確認されない。
- 2 本件ウェブサイト利用料について、審査請求人が審理員に提出したウェブサイトサービスの契約書等の契約内容を証する書面によれば、当該サービスの契約期間は令和3年8月7日から令和4年8月6日までの1年間だが、本件補助事業の公演は、令和3年12月14日から同月23日までである。加えて、当該サービスの内容もサブスクリプションとされていることからすると、当該サービスが本件補助事業の告知のみに用いられたものか判然としない。
- 3 本件サイズ直し代について、補助対象経費として認められるためには、事業者名義の証拠書類が必要となるが、証拠資料である領収証は、複写式の領収証の日付に手書きで加筆修正されているため、有効な証拠書類とはいえない。
- 4 本件洗濯ネット代について、審理員が確認したところによると、衣装洗濯ネットは、本件補助事業に用いられた衣装を洗濯する目的で本件補助事業終了後に購入されたもので、当該衣装を別の公演等に使用するための経費と考えられる。また、補助対象経費は事業者自身が支出したものであることが必要であるが、ポイントを使用した支払は、事業者自身による支出か確認できないため、補助対象経費の決済手段として認めていない。衣装洗濯ネットは電子マネーCによって支払われており、電子マネーC支払の場合はポイントを利用したか否かの判別がつかないから、事業者自身が支出したか否かの確認ができない。
- 5 本件源泉徴収税について、補助対象となる経費の範囲は、文化庁長官が定めた補助要項等で明記しているが、源泉徴収税（復興特別所得税）それ自体を補助対象経費として認める記載はない。また、仮に審査請求人が主張する

趣旨が、本件源泉徴収税は「出演料」等の一部として補助対象経費となるというものであったとしても、「ARTS for the future! 実績報告FAQ」で源泉徴収税は「出演料」等の一部として「出演料」等を含めて計上することを求めているところ、審査請求人は、本件実績報告において、本件源泉徴収税を「出演料」等とは別に計上しているから、本件源泉徴収税が本件補助事業の「出演料」等に係るものなのか判然としない。

6 したがって、本件各経費は、「補助事業を実施するために必要な経費」とはいえず、補助対象経費とは認められない。

他に本件確定処分には違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、棄却すべきである。

なお、審理員の意見も、おおむね同旨である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和5年11月6日、審査庁から諮問を受け、同月24日、同年12月14日、同月22日及び令和6年1月11日の計4回、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和5年11月21日、主張書面及び資料の提出を受け、審査庁から、同月24日、主張書面及び資料の提出を、同年12月15日、主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求の受付（令和4年3月28日）から本件諮問（令和5年11月6日）までに約1年7か月の期間を要しているところ、特に、①本件審査請求の受付から補正命令（令和4年7月13日付け）までに3か月半、②審理関係人から最後に受けた物件の提出（令和5年3月16日）から審理員意見書の提出（同年6月1日付け）までに2か月半、③審理員意見書の提出から本件諮問までに約5か月の期間を要している。審査庁にその理由を照会したところ、本件補助金及びその後継の補助金は、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた文化芸術活動の再興を図ることを目的とした、これまでにない大規模かつ新たな補助事業で、両補助金をあわせて申請及び交付決定の件数は万単位に上り、早期執行が求められる中、限られた人員で処理する必要があったため期間を要したとのことであった。

こうした状況にあったとはいえ、審査請求については、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法

律第68号)の目的(1条1項)に照らして、また、事後の事務たる審査請求に対応する過程から得られる知見を後継の補助金に反映するといった行政の適正な運営を確保する観点からも、迅速に対応すべきであった。審査庁は、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の事務を迅速に進める必要がある。

(2) 上記(1)で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の事務に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件確定処分 of 違法性又は不当性について

(1) 本件では、本件各経費について、審査請求人の本件実績報告と異なり、本件補助金の補助対象外経費とされたことが争点となっていることから、以下、これについて検討する。

ア 本件衣装制作費について

本件衣装制作費は、本件衣装4着分の費用である。

処分庁は、弁明書で、本件補助事業以外に使用できる衣装の購入は原則として対象とはならないし、衣装の使用者である観賞ガイドの人員も確認できなかったとする。

しかし、処分庁は、何をもって本件衣装を本件補助事業以外の機会に使用できると判断したのか明らかにしていないから、その判断は妥当とはいえないし、本件衣装の意匠からして、日常生活で使用するものとは認められない。これは、審査請求人が主張する(上記第1の3(1)ア)ところでもある。また、観賞ガイドの人員は、審査請求人は、反論書で、実際に本件衣装を着用したのは日本語と英語のガイドの2名であると説明し、本件衣装制作費も2着分に減額して主張している(上記第1の3(1)ア)ことからして、明らかになっている。

また、審査庁は、審査請求人には過去にも本件補助事業と同様の公演の実績が複数あり、今後も同様の公演が上演されることが予想され、その上演の機会に本件補助事業と同じように本件衣装が使用される可能性があるから、本件衣装が本件補助事業のみに使用できることが確認されないと主張する(上記第2の1)。

確かに、本件補助事業の前の公演の状況をみると、審査請求人の決算報告書によれば、本件補助事業と同様に観賞ガイド付きの公演は、令和2年12月に日本語の観賞ガイド付きの試行公演が1日間(なお、ガイドなしの公演は令和元年8月と9月の計2日間及び令和2年1月の1日間)行わ

れていることが確認できるものの、本件確定処分以降に公演予定があったか否かも調査することなく、こうした実績をもって、本件確定処分の当時、審査請求人が今後も本件衣装を用いた観賞ガイド付きの公演を行う可能性があったと認定し、本件衣装制作費を対象外とする結論を導くのは、妥当とはいえない。そして、本件補助事業以降の状況について、審査請求人は、①本件補助事業から現時点（令和5年3月16日（「鑑賞ガイド衣装の実態及び現状」と題する書面の日付））までに行った公演は、本件補助金の後継の補助金を受けて行ったもののみであり、その際は、本件衣装ではなく、無償貸与の衣装を使用した（「鑑賞ガイド衣装の実態及び現状」と題する書面）とし、②当審査会に提出した主張書面（「審理員意見書への反論」と題する書面）では、今後の公演の実施が困難な理由を挙げて、本件衣装を今後使用する予定はないとする。上記の公演実績は審査請求人の決算報告書記載のとおりであるし、そのほか審査請求人の主張に不自然な点はみられないから、本件補助事業以降、本件衣装は公演に使用されていないといえる。

したがって、本件衣装制作費のうち、本件衣装2着分の費用（26万5100円）については、補助対象経費と認めることが相当である。

イ 本件ウェブサイト利用料について

本件ウェブサイト利用料は、Dと称するサービスについて、令和3年8月7日から令和4年8月6日までの1年間のサブスクリプション契約のうち、同サービスに係る①令和3年8月7日から同年11月6日まで及び②同年12月7日から令和4年1月6日までの間の費用である（なお、令和3年11月7日から同年12月6日までの間については、証拠書類が提出されていない。また、審査請求人は、反論書で、②の期間の費用については、同月7日から本件補助事業の最終公演の日である同月23日までの間の費用を補助対象経費とすべきと主張する。）。

他方、審査庁は、ウェブサイトサービスの内容がサブスクリプションとされているから、本件補助事業の告知のみに用いられたものかが判然としないと主張する（上記第2の2）。

そこで、審査請求人が作成したウェブサイトの状況を示す資料（反論書添付13）を見ると、同ウェブサイトには、A地言葉やA地芝居の概要、本件補助事業の日時・会場・注意事項等とともに、本件補助事業のチケットを販売するウェブサイトの案内が掲載されているのが確認でき、補助対

象事業以外の情報に誘導する同ウェブサイト内へのリンクは見当たらない。そうすると、同ウェブサイトには、本件補助事業に関する情報のみが掲載されているといえる。なお、審査請求人は、上記のとおり、ウェブサービスの契約が1年間であるのに対し、補助対象経費としては本件補助事業の最終公演の日である令和3年12月23日までの費用に変更しており、これは妥当といえる。

したがって、本件ウェブサイト利用料のうち、令和3年8月7日から同年12月23日までの費用（ただし、証拠書類のない同年11月7日から同年12月6日までの間を除く。計18万7355円。）は、補助対象経費と認めることが相当である。

ウ 本件サイズ直し代について

審査請求人は、領収書の日付のみが上書きされたもので、年・月は補助対象期間のため単なる記載ミスであり、差戻しにて修正対応させるべきと主張する（上記第1の3（1）ウ）。他方、審査庁は、領収証が手書きで修正され、有効な証拠書類とはいえないと主張する（上記第2の3）。

そこで、証拠書類である領収証をみると、年月日のうち年月については「令和3年12月」と複写されているが、日については複写された文字の上から「13」と上書きされ、訂正印はなく、元の文字は判読することができない状態であると認められる。

この領収証に記載されている訂正後の「令和3年12月13日」は、本件補助事業の初回公演の日（同月14日）の前日である。そして、最終公演の日（同月23日）後の審査請求人の公演活動をみると、審査請求人の決算報告書によれば、審査請求人は、同日の翌日から翌年12月5日までの間に本件補助事業以外の公演を実施する予定がなかった。

衣装のサイズ直しは、公演で使用する上で必要が生じるものといえるから、この領収証に記載の令和3年12月に、あるいは、翌年1月以降12月5日までに、他の公演予定がなかったのであれば、本件補助事業の公演の後にサイズ直しをする必要はないことになる。領収証は、商品・役務の提供日ではなく、その対価である代金を収受した日に作成、交付されるのが通常であることを併せ考えると、サイズ直し自体は、本件補助事業の初回公演の前、あるいは、複数ある公演（日）の合間に行われたと考えても、不合理とはいえない。

したがって、本件サイズ直し代は、補助対象経費と認めることが相当で

ある。

エ 本件洗濯ネット代について

証拠書類である領収証をみると、衣装洗濯ネットは、本件補助事業の最終公演の日の後に、電子マネーCによって支払が行われたものであると認められる。

審査請求人は、電子マネーCによる支払が補助対象外との事前説明はなかった旨主張する（上記第1の3（1）エ）。他方、審査庁は、衣類洗濯ネットは、本件補助事業終了後に、本件補助事業に用いられた衣装を洗濯する目的で購入されたものであり、当該衣装を別の公演等に使用するための経費と考えられるから、「補助事業を実施するために必要な経費」とはいえず、また、補助対象経費は事業者自身が支出したものであることが必要であるが、ポイントを使用した支払は、事業者自身が支出したものが確認できないため、補助対象経費の決済手段として認められないところ、電子マネーC支払の場合にはポイントを利用したか否かの判別がつかないから、事業者自身が支出したか否かの確認ができない旨主張する（上記第2の4）。

処分庁が審理員に提出した本件募集要項（令和3年5月21日 Ver. 1. 1のもの。）に、補助対象経費の決済手段に関する記載は認められないが、同じく処分庁が審理員に提出した「文化庁 令和2年度第3次補正予算事業 ARTS for the future！（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）実績報告の手引き（2021年10月18日 Ver. 2. 0）」3-3-3. では、決済手段として「※電子マネー、QRコード決済、金券、ポイント等での支払いは補助対象外です。」と記載されている。

しかし、本来、補助事業遂行に際しての決済手段に関する留意事項は、補助金の交付申請時点、あるいは、遅くとも交付決定時点で明示されるべきであるが、上記手引きは本件交付決定の日（令和3年6月11日付け）の後のものである。そして、実績報告の手引である上記手引きは、最も遅ければ実績報告を作成する段階で参照されるものであるといえるから、そのような位置付けにある上記手引きで、初めて、特定の決済手段によって支払った経費は補助対象外であると記載しても、留意事項を示したことにはならない（実際、処分庁から本件補助金に関する事業運営業務の委託を受けた特定非営利活動法人映像産業振興機構（以下「本件事務局」とい

う。)は、審査請求人に宛てた電子メールにおいて、電子マネーによる支払に関し「事前の詳細説明が無かったことをお詫びいたします」としている。)

また、衣装の使用後に洗濯することは通常行われる行為といえるから、本件補助事業に用いられた衣装を別の公演に使用するための経費であるとの指摘は当たらない。

したがって、本件衣装洗濯ネット代は、補助対象経費と認めることが相当である。

オ 本件源泉徴収税について

審査庁は、補助要項等には源泉徴収税(復興特別所得税)それ自体を補助対象経費として認める記載はなく、また、仮に審査請求人が主張する趣旨が、本件源泉徴収税は「出演料」等の一部として補助対象経費となるというものであったとしても、本件源泉徴収税を「出演料」等とは別に計上しているから、本件源泉徴収税が本件補助事業の「出演料」等に係るものなのか判然としないと主張する(上記第2の5)。他方、審査請求人は、本件源泉徴収税の対象となる人件費12件を明示し、人件費12件に対応する、源泉徴収税額が記載された受領書12通を示して、それらの源泉徴収税額を合計すると本件源泉徴収税の額と一致すると主張する(上記第1の3(1)オ)。そして、確かに、受領書12通に記載の源泉徴収税額の合計は、本件源泉徴収税の金額と一致する。

そうすると、本件源泉徴収税は、上記の人件費12件に係る源泉徴収税額の合計であるといえるから、源泉徴収税額は本来それぞれの人件費に含めて計上すべきであったとしても、補助対象経費である人件費に該当すると認められる。

- (2) 以上によれば、本件各経費(本件衣装制作費及び本件ウェブサイト利用料にあつては、上記(1)ア及びイの末尾に掲げる額の経費)は、いずれも補助対象経費と認めるのが相当である。そして、これを前提とした補助対象経費の合計は、614万9105円であり、交付すべき本件補助金の額は、交付決定額と同額の600万円となる。

3 付言

(1) 補助金実施報告書の作成について

補助金等適正化法14条前段によれば、補助事業者は、各省各庁の長が定めるところにより、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載

した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。諮問に当たり当審査会に提出された本件実績報告は抜粋であったので、審査庁に対し文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）交付要綱（令和3年4月20日文化庁長官決定。以下「本件交付要綱」という。）様式8による補助金実績報告書及びその添付書類の提出を求めたところ、本件補助金実績報告書一式が提出された。その際、審査庁は、本件交付要綱様式8の補助金実績報告書は、申請システム上、書類審査等により交付すべきと認められた補助金額が自動的に記載される仕様となっている旨説明する。そうすると、補助金実績報告書の精算額は、申請システム上、補助事業者が実績報告としてデータ入力した金額及び証拠書類を基に、本件事務局による書類審査を経たものが記載されることになり、その額は交付すべき額となることになる。確かに、当審査会に提出された本件補助金実績報告書に記載の精算額（546万9000円）と、本件確定処分のお知らせに記載の確定額とは同額となっていた。

こうした本件補助金実績報告書の作成手順は、本件事務局が審査請求人に送信した電子メールで、多数の採択事業者に対し、補助金を期間内に迅速に支払うことの重要性に鑑み、大幅な減額となる事業者を除き、差戻しを行うことなく迅速に補助金額の確定を行うと説明するように、本件補助金の大量の申請を迅速に処理する必要があった（上記1（1）の審査庁主張）とされる状況下で行われたと考えられるが、上記のとおり、補助金等適正化法14条前段は、補助事業者が補助金実績報告書を作成し提出することを求めているのである。

また、当審査会に提出された本件補助金実績報告書の日付（令和3年12月31日）と諮問説明書で説明する本件実績報告の日付（令和4年1月2日）とが異なることから、審査庁に照会したところ、申請システムに収支報告書等の本件実績報告が実際に提出された日が同日（諮問説明書記載の日付）であり、本件交付要綱様式8の補助金実績報告書には、申請システム上、補助対象期間の最終日の日付（令和3年12月31日）が自動的に入力される仕組みとなっているとのことであった。しかし、本件交付要綱上、様式8による補助金実績報告書を提出すべき日は、補助事業完了の日から30日以内又は令和4年1月10日のいずれか早い日まで（14条1項）であって、補助対象期間の末日（令和3年12月31日）ではない。

したがって、今後、処分庁は、本件補助金の場合のように、申請システムを通じて、補助事業者から補助金等適正化法14条前段の実績報告を受けることとする場合は、補助事業者が入力した精算額及び不用額と補助事業者が実際に入力した日が補助金実績報告書に記載されるように、事務処理の手順を改善する必要がある。

(2) 審理員の審理手続について

審査請求人は、反論書で、本件各経費のうち二つ（本件衣装制作費及び本件ウェブサイト利用料）に関し、理由を付して主張を変更（補助対象経費の金額の減額）しているが、審理員は、これらについて判断することなく、審理員意見書を作成している。しかし、審理員は、審理手続で提出される審査請求人、処分庁双方の主張を漏れなく把握し、法令や双方から提出される資料に基づき、審査請求に理由があるかどうか判断することが求められるから、上記の減額とその理由について判断すべきであった。今後、審理員は、審理の進め方を改善する必要がある。

(3) 審理手続における基本的な資料の確認等について

本件諮問の調査審議に当たっては、本件補助金に関し、いつ、どのような内容の申請及び処分がされ、その間、どのような経緯があったのかを確認する必要があるところ、本件諮問の際、本件交付申請及び本件実績報告に関しては、申請及び報告のあったとされる補助事業の内容を記す部分のみが提出され、本件交付要綱の定める様式の書面を始め申請及び報告の書類一式の提出はなかった。当審査会から審査庁に求めて、初めて提出されたのである（なお、所定の様式の補助金実績報告書の書面が作成される過程に課題があることは、上記（1）で指摘するとおりである。）。

審理員の行う審理手続でも、こうした資料を基に事実認定をする必要があるところ、一件記録を見ても、審理員が処分庁に提出を求めた形跡はうかがえない。そうすると、審理員は、これらの資料を確認することなく、審理手続を進めたことになる。今後、審理員は、審査請求の審理に当たり、処分庁に対し、申請から処分に至る一連の手続に係る原資料（写し）の提出を求めて、処分に係る経過を把握、確認し、処分の適法性及び妥当性を検証する必要がある。

また、今後、審査庁は、諮問に当たって、申請から処分に至る一連の手続に係る原資料（写し）を提出する必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求については、本件各経費はいずれも補助対象経費に当たるといえるから、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹